

沼津市沼津港・牛臥地区  
における津波対策の方針

令和5年3月  
静岡県・沼津市

## 目 次

- 1 はじめに
- 2 地区協議会意見のまとめ（津波対策の基本方針案）
- 3 津波対策の方針（結論）

### （参考資料）

参考1 検討経緯

参考2 沼津市津波対策計画、沼津市避難地図

# 1 はじめに

静岡県では、津波の到達時間が短く、沿岸域に人口や資産が集中していることから、甚大な津波被害が想定されています。このため、地域の特性を踏まえた最も相応しい津波対策を「静岡方式」と称し、市町と協働で検討し、ハード対策（施設整備）とソフト対策（避難対策）を組み合わせ、津波被害の防災・減災を図ることとしています。

特に伊豆半島沿岸では、変化に富んだ入り江毎に人々の暮らしがあり、津波対策が観光や漁業等へ影響を与えることが懸念されるため、本県では10市町を50地区に細分化し、住民等の参画を得ながら、取り組むべき津波対策の方向性を検討することにより、地区の津波に対する安全度を向上させることとしています。

当地区では、地元町内会や関係機関・団体等の代表者で「沼津市津波対策沼津港・牛臥地区協議会」を組織し、利害の異なる関係者間で話し合いを重ねることで、お互いに理解し合い、地区として最良であると考えられる津波対策を「沼津市沼津港・牛臥地区における津波対策基本方針案」として取りまとめました。

静岡県及び沼津市は、この基本方針案を尊重し、地区の実情を踏まえた総合的な津波対策の方針である「沼津市沼津港・牛臥地区の津波対策の方針」を策定しました。

今後は、本方針に基づき津波対策を推進していきます。なお、本方針に記載の事業については、予算の確保を含め国その他関係機関等との調整を踏まえ実施していきます。

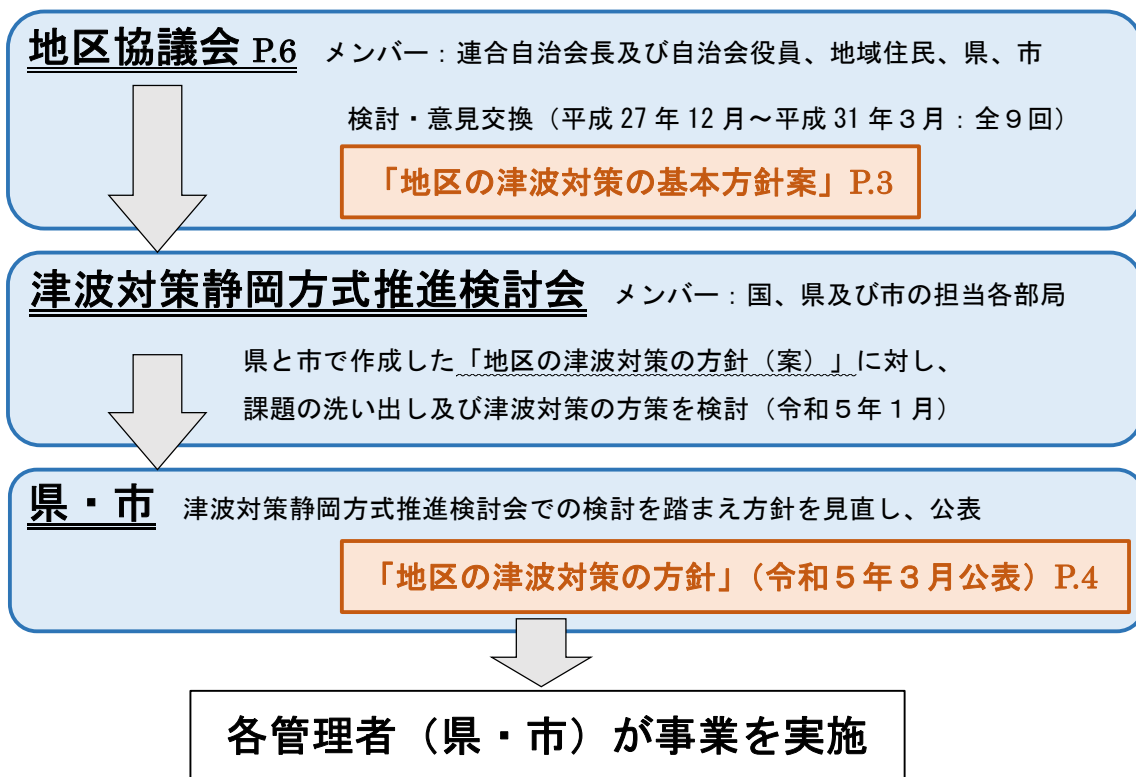


図. 伊豆半島沿岸の地区の津波対策の検討フロー

## 2 地区協議会意見のまとめ

### 沼津市沼津港・牛臥地区における津波対策の基本方針案

1. あらゆる可能性を考慮した最大クラスのレベル2津波に備え、住民や観光客等の迅速かつ主体的な避難を最重要の対策と位置づけ、避難を後押しするソフト対策を推進する。
2. 比較的発生頻度が高いレベル1津波に対しては、施設を整備することとし、現在施工中である、胸壁整備及び堤防嵩上げ整備等を継続する。
3. 現況及び整備後の津波対策施設の高さを超える津波に対しては、避難によって命を守ることにし、沼津市の地域防災計画や津波避難行動計画に基づき自ら行動する。

なお、静岡県地震津波被害想定等が見直された場合は、上記基本方針案についても、適宜見直すものとする。



沼津港海岸 胸壁整備状況



沼津牛臥海岸 堤防嵩上げ整備状況

### 3 津波対策の方針（結論）

静岡県と沼津市は、沼津市津波対策沼津港・牛臥地区協議会で取りまとめた「沼津市沼津港・牛臥地区における津波対策基本方針案」をもとに、「沼津市沼津港・牛臥地区の津波対策の方針」を作成しました。

#### 沼津市沼津港・牛臥地区の津波対策の方針

##### 1) 避難対策について

- ・ 静岡県と沼津市は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスのレベル2津波に対し、住民や観光客等の迅速かつ主体的な避難を最重要の対策と位置付け、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023」、「沼津市地震・津波対策アクションプラン」、「沼津市津波対策計画」等に基づく避難を後押しするソフト対策を推進する。

##### 2) 施設整備について

- ・ 沼津市沼津港・牛臥地区では、比較的発生頻度が高いレベル1津波に対し施設を整備することとし、現在施工中である、胸壁及び堤防嵩上げ等の施設整備を継続する。

##### 3) その他について

- ・ これら津波対策は、沼津港・牛臥地区、静岡県、沼津市及び関係機関が協力し、着実に実施していくとともに、今後も継続してソフト対策を検討していく。
- ・ 静岡県の地震津波被害想定等が見直された場合は、この方針についても適宜見直す。

## (参 考 資 料)

## 参考 1 検討経緯

### 【沼津港・牛臥地区】

沼津港・牛臥地区では、地区協議会開催以前から、比較的発生頻度が高いレベル1津波の必要堤防高さ T. P. +5.0m～T. P. +7.5m を確保するための胸壁整備や堤防嵩上げ整備に着手していた。

地区協議会では、津波対策についてソフト対策の面から検討を行い、9回の協議会を経て作成した「沼津市沼津港・牛臥地区における津波対策の基本方針（案）」を回覧し、住民の皆様へ内容への意見募集と周知をした。

・地区協議会

#### ① 構成

メンバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連合自治会長（第二地区、第三地区、第四地区）</li> <li>・ 自治会の役員</li> <li>・ 地域住民</li> <li>・ 沼津市</li> <li>・ 静岡県</li> </ul>
事務局	静岡県沼津土木事務所

#### ② 開催状況

回	開催日 場所	出席者	概要
1	H27. 12. 3, H28. 2. 8, H28. 2. 9 沼津市立第三小学校 他	125名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津波避難検討</li> <li>・ 意見交換会</li> </ul>
2	H28. 10. 11, H28. 11. 1 沼津市高齢者就業センター 他	60名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津波避難検討</li> <li>・ 意見交換会</li> </ul>
3	H29. 10. 25 沼津市第四地区センター	38名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津波避難検討</li> <li>・ 意見交換会</li> </ul>
4	H30. 11. 14 沼津市第三地区センター	60名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沼津市津波対策計画の検討</li> <li>・ 意見交換会</li> </ul>
5	H30. 11. 22 沼津市第四地区センター	40名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沼津市津波対策計画の検討</li> <li>・ 意見交換会</li> </ul>
6	H30. 11. 29 千本プラザ	50名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沼津市津波対策計画の検討</li> <li>・ 意見交換会</li> </ul>
7	H31. 2. 14 沼津市第四地区センター	30名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沼津市津波対策計画の説明</li> <li>・ 沼津市避難地図の説明</li> </ul>

8	H31. 3. 7 沼津市第三地区センター	40名	・沼津市津波対策計画の説明 ・沼津市避難地図の説明
9	H31. 3. 8 沼津市第二地区センター	20名	・沼津市津波対策計画の説明 ・沼津市避難地図の説明

※出席者数に沼津市・静岡県関係者は含まない。

③ 写真



第1回地区協議会 (H28. 2. 8)



第2回地区協議会 (H28. 11. 1)



第3回地区協議会 (H29. 10. 25)



第4回地区協議会 (H30. 11. 14)





第5回地区協議会 (H30. 11. 22)



第6回地区協議会 (H30. 11. 29)



第7回地区協議会 (H31. 2. 14)



第8回地区協議会 (H31. 3. 7)



第9回地区協議会 (H31. 3. 8)

参考2 沼津市津波対策計画、沼津市避難地図

沼津市津波対策計画(平成31年3月)(抜粋)

事業計画一覧

- A.避難エリアや方向に係る対策(案)と実施エリア
- B.避難先に係る対策(案)と実施エリア

対策		対策内容				対策に係るAP	対策状況 (R5年3月時点)	
対策名	担当	避難対象エリア (津波想定浸水域+ 津波避難訓練対象区域)	第二地区	第三地区	第四地区			
A1	迅速な避難行動(3分で避難開始)	市	住民に対し、迅速な避難行動を啓発	-	-	-	17 的確な避難行動に向けた防災講座の開催	実施中
							21 地域による防災訓練の充実・強化	完了
A2	避難方向の適正化	市	住民意見を反映し、適切な避難方向を設定	-	-	-	17 的確な避難行動に向けた防災講座の開催	実施中
							21 地域による防災訓練の充実・強化	完了
A3	避難方法の見直し	市	-	1 落橋防止対策が取られている橋は横断してもよいとする	1 落橋防止対策が取られている橋は横断してもよいとする	-	17 的確な避難行動に向けた防災講座の開催	実施中
							21 地域による防災訓練の充実・強化	完了
							17 的確な避難行動に向けた防災講座の開催	実施中
	4車線道路の横断	市	-	2 津波到達時間に余裕があるため、安全を確保し、4車線を横断し避難する	2 津波到達時間に余裕があるため、安全を確保し、4車線を横断し避難する	1 津波到達時間に余裕があるため、安全を確保し、4車線を横断し避難する	21 地域による防災訓練の充実・強化	完了
							17 的確な避難行動に向けた防災講座の開催	実施中
	避難距離の見直し	市	-	3 避難距離500m以上とする	3 避難距離500m以上とする	2 避難距離500m以上とする	17 的確な避難行動に向けた防災講座の開催	実施中
		市	-				21 地域による防災訓練の充実・強化	完了
A4	橋の耐震化等	市	橋の落橋防止	落橋防止対策を予定している橋梁に対し、対策を実施	-	-	50 落橋の防止対策	完了
A5	急傾斜地対策	市	-	-	4 牛臥山の急傾斜地対策の検討	-	15 急傾斜地崩壊防止施設の整備	完了
A6	避難誘導案内看板の設置	市	新規津波避難施設等について案内看板を設置	-	-	-	7 迅速な避難のための誘導看板設置	完了
B1	収容人数基準の見直し	市	-	1 収容人数は原則1人/m <sup>2</sup> とする	1 収容人数は原則1人/m <sup>2</sup> とする	-	1 地域特性に応じた避難場所の整備	実施中
B2	津波避難ビルの指定(基準水位で改訂)	市	-	2 民間施設を津波避難ビルに指定 3 港湾区自治会館を津波避難ビルに指定 4 第二地区センターの指定要件を満たしている部分(SRC造)を津波避難ビルに指定	2 民間施設を津波避難ビルに指定 3 我入道連合自治会館を津波避難ビルに指定	1 民間施設を津波避難ビルに指定 2 市立駐車場を建設後、津波避難ビルに指定	1 地域特性に応じた避難場所の整備	実施中
							97 地域の防災拠点の強化(地区センター整備)	完了
							1 地域特性に応じた避難場所の整備	実施中
	既指定の津波避難ビルについて、基準水位以上を避難先とする	市	-	5 公共の津波避難ビルの避難先を、基準水位で見直し	4 公共及び民間の津波避難ビルの避難先を、基準水位で見直し	-	1 地域特性に応じた避難場所の整備	実施中
B4	耐浪化建築物の検討	市	耐浪化建築物についての検討を進める	-	-	-	39 災害に強い安全なまちづくりの推進	実施中
B5	津波避難路の指定	県及び市	-	-	5 沼津アルプストンネル開通後、歩道を津波避難路に指定	-	3 津波避難路の整備	完了
B7	避難先の整備	市	-	6 立地適正化計画と絡めて「民」の力を引き込み、新規の津波避難ビルの機能確保を誘導 7 耐震診断と耐震化の啓発	-	-	60 減災に寄与する緑地整備(公園)	実施中
							39 災害に強い安全なまちづくりの推進	実施中
							9 住宅の耐震化の促進	実施中
	都市機能誘導区域を活用した避難先整備の検討	市	-				13 特定建築物の耐震化	実施中

沼津市津波対策計画(平成31年3月)(抜粋)

観光客・要支援者対策

C.避難エリアや方向に係る対策(案)と実施エリア

D.避難先に係る対策(案)と実施エリア

E.要支援者の避難における対策

対策		対策内容				対策に係るAP	対策状況 (R5年3月時点)		
対策名	担当	避難対象エリア (津波想定浸水域+ 津波避難訓練対象区域)	第二地区	第三地区	第四地区				
C1	津波避難計画の策定	市	—	1 沼津港周辺 2 千本浜海水浴場	1 御用邸記念公園 2 島郷海水浴場	—	20 事業所防災対策の促進 (応急計画策定)	実施中	
C2	避難誘導	サイン計画の策定	観光客対策が必要な箇所について サイン計画を策定 案内看板を設置 避難誘導を実施	(沼津港周辺)	(御用邸記念公園、島郷海水浴場)	—	7 迅速な避難のための誘導看板設置	完了	
		案内看板の設置					7 迅速な避難のための誘導看板設置	完了	
		ライフセーバーや従業員による避難誘導の実施					7 迅速な避難のための誘導看板設置	完了	
D1	収容人数基準の見直し	市	—	1 収容人数は原則1人/㎡とする	—	—	1 地域特性に応じた避難場所の整備	実施中	
D2	津波避難ビルの指定 (基準水位で改訂)	基準水位の基準に津波避難ビル ガイドラインを改訂	市	基準水位の基準に、津波避難ビルガイドラインを改訂	—	—	—	1 地域特性に応じた避難場所の整備	実施中
		基準水位以上を避難先とし、津波 避難ビルを指定	市	—	2 民間施設を津波避難ビルに指定 3 中部浄化プラントの屋外公園を津波避難ビルに指定 4 ぬまつパーキング1号棟を津波避難ビルに指定	—	—	1 地域特性に応じた避難場所の整備	実施中
		既指定の津波避難ビルについて、 基準水位以上を避難先とする	市	—	5 民間の津波避難ビルの収容人数を、基準水位で 見直し 6 中部浄化プラントの避難先を、基準水位で見直し 7 ぬまつパーキング2号棟の避難先を、基準水位で 見直し	—	—	1 地域特性に応じた避難場所の整備	実施中
D4	避難先の整備	ビル等の建設に際し、津波避難ビル 機能の確保を誘導	市	—	8 ビル等の建設に際し、津波避難ビル機能の確保を 誘導	—	—	1 地域特性に応じた避難場所の整備	実施中
		津波避難タワーの建設	市	—	9 津波避難ビル指定や新規ビルの津波避難ビル機能 確保ができない場合、観光客に対応する津波避難 タワーを建設	—	—	1 地域特性に応じた避難場所の整備	実施中
E1	要支援者に係る津波避難計画の策定	市	避難支援個別計画書の整備	—	—	—	80 災害時要支援者の避難支援個別 計画書の整備	実施中	
							82 介護施設・高齢者福祉施設の防災 体制の充実	完了	
E2	避難場所の確保	市	福祉避難所の充足	—	—	—	81 福祉避難所の充足	実施中	
E3	発災時の情報伝達と案内誘導の方法についてマニュアルを 整備	市	介護施設・高齢者福祉施設の防災体制の充実	—	—	—	82 介護施設・高齢者福祉施設の防災 体制の充実	完了	



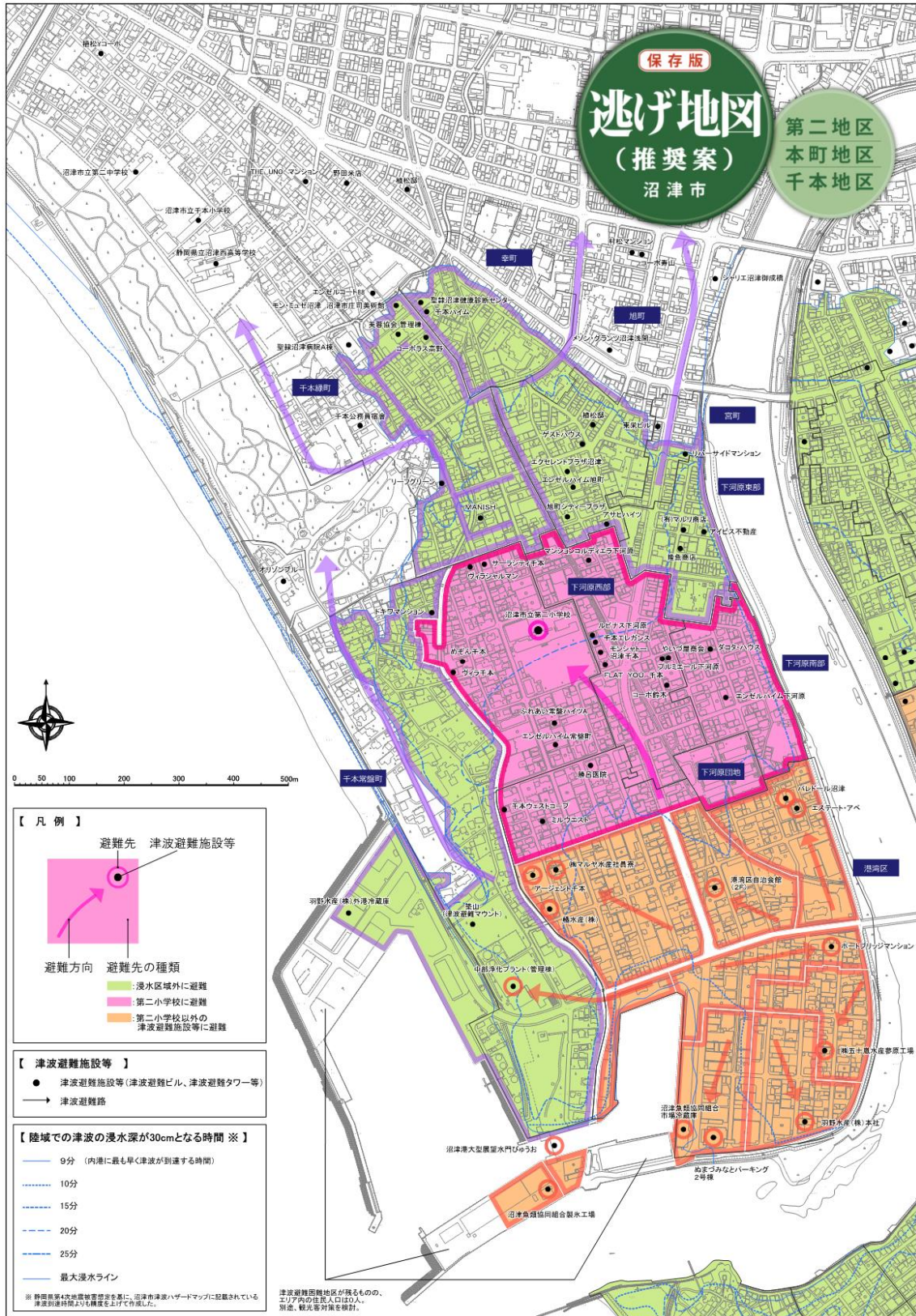


図. 沼津市避難地図 (逃げ地図 (推奨案): 第二地区、本町地区、千本地区)



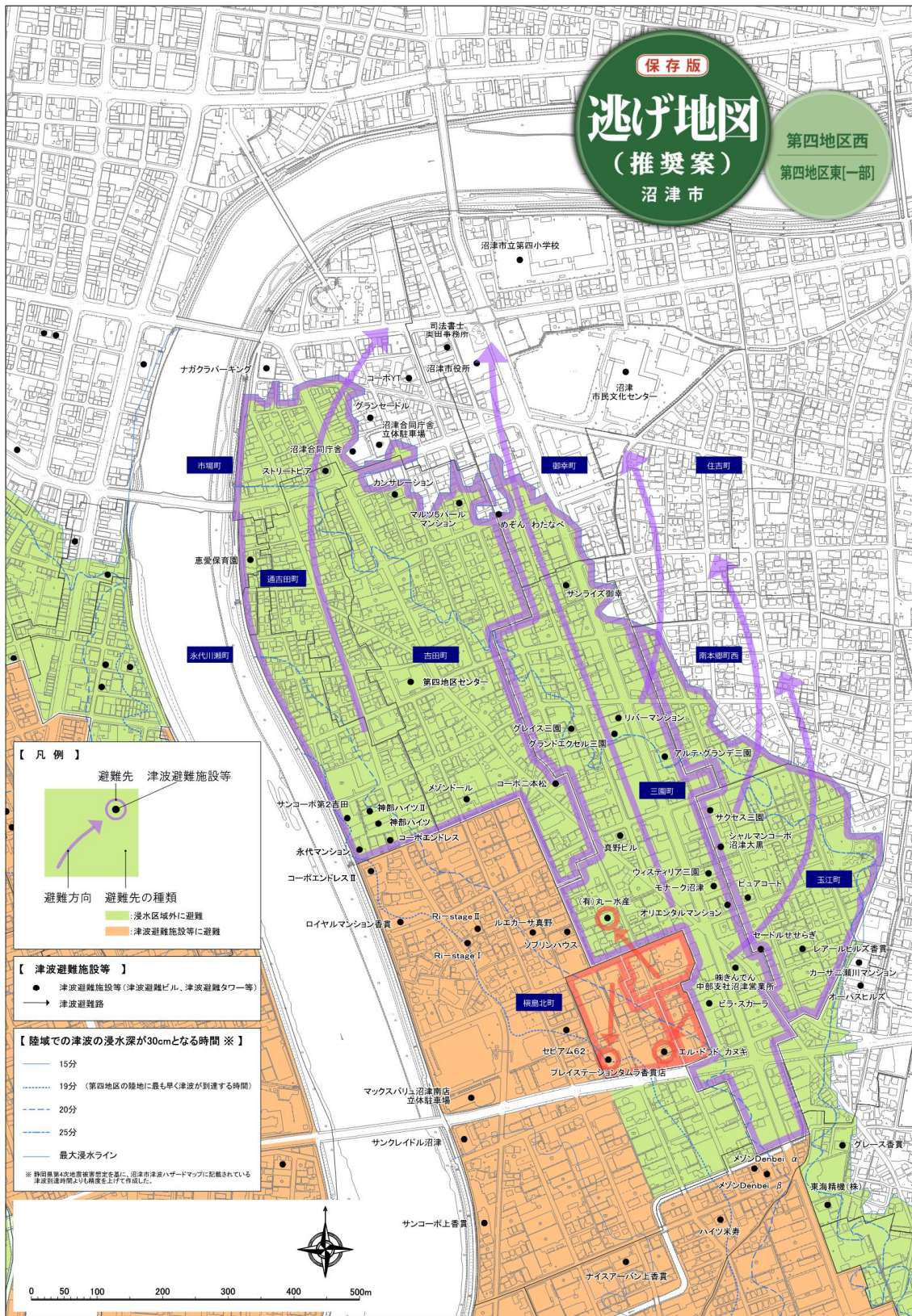


図. 沼津市避難地図(逃げ地図(推奨案)): 第四地区西、第四地区東(一部)



